

熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業

熊本県では、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者さん等が希望をもってがん治療等に取り組んでいただくことができるよう、妊よう性温存療法に要した費用の一部を助成します。

◆助成の対象となる方

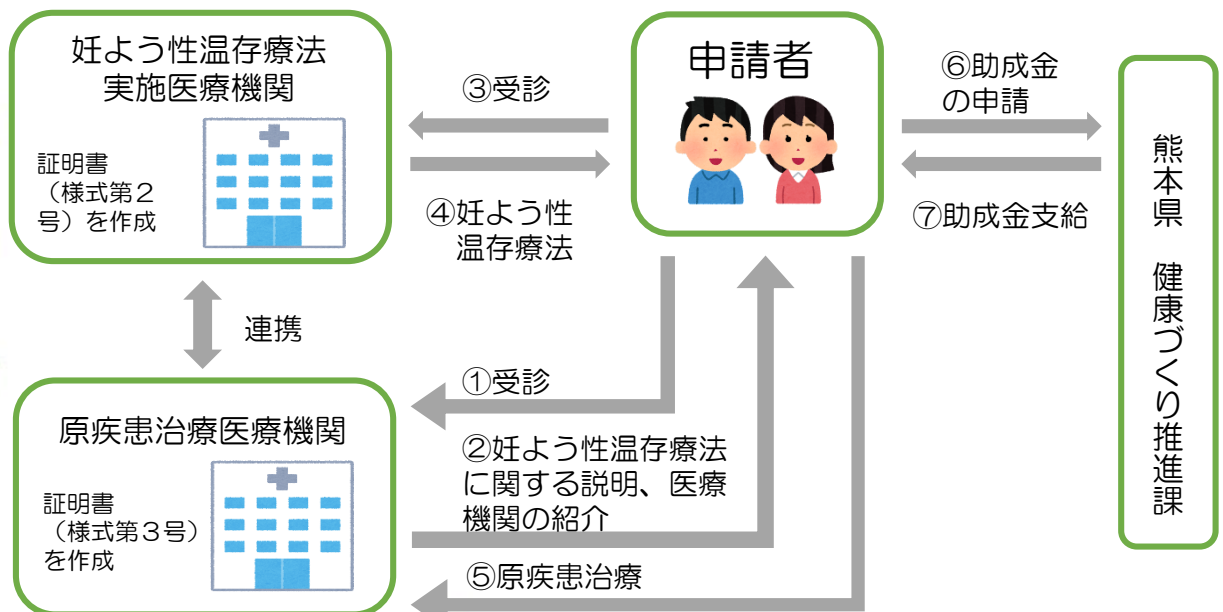
以下の要件を全て満たす方

- ①申請時に熊本県内に住民票を有する方
 - ②下記の対象となる原疾患の治療を受ける方
 - ③凍結保存時における年齢が43歳未満の方
 - ④熊本県が指定した指定医療機関（※）において、令和3年4月1日以降に妊よう性温存療法を受けた方
 - ⑤助成対象費用について、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づく助成を受けていない方
 - ⑥指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊よう性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められた方
 - ⑦指定医療機関から妊よう性温存療法を受けること及び国の「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱（国実施要綱）」に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を受け、本事業に参加することについて同意された方
- （※）最新の指定医療機関については、熊本県ホームページを御確認下さい。

◆対象となる原疾患

- ①小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関するガイドライン」（日本癌治療学会）の妊よう性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
- ②長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等
- ③造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群等
- ④アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎等

◆手続きの流れ



（一般的な流れ）

◆助成対象治療及び助成上限額

(1) 妊よう性温存療法

助成の対象となる治療	助成上限額
胚（受精卵）の凍結	35万円
未受精卵子凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む。）	40万円
精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

(2) 温存後生殖補助医療

助成の対象となる治療	助成上限額
(1) で凍結した胚を用いた生殖補助医療	10万円
(1) で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円
(1) で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円
(1) で凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円

※助成回数は、対象者1人に対して通算2回までです。
(異なる治療を受けた場合であっても通算2回までです。)

◆申請に必要な書類

- ①熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業参加申請書（様式第1号）
- ②熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業に係る証明書
※妊よう性温存療法実施医療機関（様式第2号）と原疾患治療実施医療機関（様式第3号）の両方が必要になります。医療機関によっては、様式第2号及び第3号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- ③申請時に熊本県内に住民票を有することが確認できるもの（住民票を提出する場合は、個人番号の記載のないもので、発行から3か月以内のもの）
- ④助成金の振込を希望する金融機関の通帳等カナ名義及び口座番号がわかるもの（写し）
※①②の書類は、下記QRコードの熊本県ホームページからダウンロードができます

◆申請期限

必要書類を、助成対象の妊よう性温存療法に係る費用の支払日の属する年度内に、郵送または持参にて申請してください。

ただし、やむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合に限り、翌年度に申請を行うことができます。

◆提出先・お問合せ先

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県 健康福祉部 健康局 健康づくり推進課 企画・がん対策班
電話：096-333-2208



熊本県ホームページ

熊本県 妊よう性温存 助成 検索